

「体育経営管理論集」論文審査に関する申し合わせ

1. 投稿論文に対する審査

1) 編集委員会と審査員の選定

投稿論文に対し編集委員会を組織し、専門領域会員の中から適当と思われる審査員を選び審査を依頼する。ただし、編集委員会が必要と認めた場合には非会員に審査を依頼することができる。

2) 審査員数

論文の種類による審査員数は次の通りとする。

- (1) 総説，原著論文，研究資料，実践研究については，審査員2名
- (2) 短報，書評については，審査員1名
- (3) その他（依頼論文など）については，編集委員2名

3) 審査の基準

審査員は「体育経営管理論集」論文審査要領にしたがって論文を査読し、編集委員会に所定の審査結果報告書を提出しなければならない。判定は以下の通りとする。

- A：修正の必要がなく，そのまま「掲載可」と判断されたもの
- B：一部修正すれば「掲載可」と判断されたもの
- C：掲載不可と判断されたもの

なお、審査員は論文の種類の変更を投稿者に勧めることができる。その際、審査結果報告書にその旨を明記することとする。

4) 査読期間

審査期間は、1回目を3週間とする。

5) 審査結果の決定

総説，原著論文，研究資料，実践研究の掲載可否は，審査結果に基づき，以下のように決定する。2名の審査員の判定が，

- (1) (A, A)，(A, B) (B, B) の場合「掲載可」とする。ただし，B判定となった原稿については，その根拠となっている修正箇所が正しく訂正されていることを編集委員会が確認する。また，C判定が示された場合，審査員に編集委員会に対するC判定報告書の提出を求め，「掲載不可」とする
- (2) (A, C)，(B, C) の場合，編集委員会は3人目の審査員を選び，審査を依頼し，3名の審査員の判定結果を併せて以下のように決定する。
 - (A, C, A) の場合「掲載可」とする
 - (A, C, B) の場合「修正再審査」とする
 - (B, C, A) の場合「修正再審査」とする
 - (B, C, B) の場合「修正再審査」とする
 - (B, C, C) の場合「掲載不可」とする
- (3) 論文の種類の変更を勧める審査結果が提出された場合には，必要に応じて編集委員会が審査員との調整を行う。
- (4) 但し，上記に関わらず当該論文の掲載に重要な問題があると編集委員会が判断した場合には，審査員に照会した上で編集委員会としての判断を下す場合がある。

6) 審査結果の通知

編集委員会は審査結果を速やかに著者及び審査員に知らせる。

- 「掲載可」の場合は判定結果を通知する。
- 「一部修正」の場合は論文及び全審査員の判定と所見を著者に返送し、論文の修正、再提出を求める。
- 「掲載不可」の場合は編集委員会の審査結果を著者に通知し、オリジナル論文と全審査員の判定と所見を著者に返送する。

2. 再提出論文に対する審査

- (1) 再提出論文は **B** 判定の審査員が再度査読し、審査結果報告書を編集委員会へ提出する。原則的に2回目以降の審査では、新たな事柄の指摘及び修正要求をすることができない。
- (2) 査読期間は、2回目以降を2週間とする。
- (3) 再提出論文が、審査結果通知後3週間以内に提出されない場合は、投稿を取り下げたものとする。

3. この申し合わせは、常務理事会の決議により改正することができる。

付則 この申し合わせは、令和6(2024)年7月20日より適用する。
この申し合わせは、令和6(2024)年8月31日より適用する。